

「6類消防設備士 精選問題集」法改正対応一覧表(第1版第7刷用)

頁	当該箇所	改正前	改正後																														
123	問 27 解説 1~2 行目 【※右記に差し替え】	検査を受けなければならない防火対象物は、(1)、(2)、(3)の防火対象物のほか、①カラオケボックス等個室型遊興施設、②旅館、ホテル、宿泊所、③病院、入院施設のある診療所、宿泊施設のある助産所及び上記を含む複合用途防火対象物、地下街、準地下街、が対象となる。																															
132	問 1 解説の 4 行目、5 行目の間 【※右記を追加】	6項イ:(1)病院、(2)4床以上の診療所、(3)有床診療所・有床助産所																															
134	問 5 解説 ゴロ合わせの 2 行目	…老人ホームで…	…老人ホーム、病院で…																														
	問 5 解説 ゴロ合わせの 4 行目	…観覧場は省略)	…観覧場、有床診療所、有床助産所は省略)																														
178	3 選択肢(1)	…交付を受けた日から 2 年以内に、その後は講習を受けた日から 5 年以内ごとに…	…交付を受けた日以降における最初の 4 月 1 日から 2 年以内に、その後は講習を受けた日以降における最初の 4 月 1 日から 5 年以内ごとに…																														
後ろ見返し	「消火器設備を必要とする明細」のうち、令別表第一(6)項 【※右記の通り修正する】	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="2">※</td> <td>全</td> </tr> <tr> <td colspan="2">150 m²</td> <td colspan="2"></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>5</td> <td colspan="2"></td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>イ</td> <td>ロ</td> <td>イ</td> <td>ロ</td> </tr> <tr> <td>百貨店、 販売を営む マーケット その他これら に類するもの</td> <td>旅館、ホテル、 宿泊所</td> <td>寄宿舎、下宿、 共同住宅</td> <td>無床診療所 無床助産所</td> <td>病院、診療所、 助産所</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="font-size: small;">社会福祉施設の内養老人ホーム等特定施設</td> </tr> </table>				※		全	150 m ²					4	5			6	○	イ	ロ	イ	ロ	百貨店、 販売を営む マーケット その他これら に類するもの	旅館、ホテル、 宿泊所	寄宿舎、下宿、 共同住宅	無床診療所 無床助産所	病院、診療所、 助産所	社会福祉施設の内養老人ホーム等特定施設				
			※		全																												
150 m ²																																	
4	5			6																													
○	イ	ロ	イ	ロ																													
百貨店、 販売を営む マーケット その他これら に類するもの	旅館、ホテル、 宿泊所	寄宿舎、下宿、 共同住宅	無床診療所 無床助産所	病院、診療所、 助産所																													
社会福祉施設の内養老人ホーム等特定施設																																	
下から 6 行目、左から 6 列目	…位置につけること。	…位置につけること。「標識板」 地色: 赤色、文字: 白色、寸法: 短辺 8 cm 以上、長辺 24cm 以上																															